

## 総務常任委員会委員長報告

総務常任委員会の報告を申し上げます。

総務常任委員会は、休会中の6月22日に付託されました条例3件、予算1件、その他1件の計5件について、審査を行いました。

審査のため出席を求めた者は、関係部長、関係課長であります。

それでは順次審査の結果につきまして、報告をさせていただきます。

まず、議案第49号 専決処分事項の報告について

平成20年度栗東市一般会計補正予算（第8号）については、委員から、ひだまりの家の賃金減の理由は何か。との質問に、当局から、保健師の代替職員分が正規職員配置となり、併せて就労安定推進員の応募が無く、今回の予算の減額となった。

との答弁がありました。

又、委員から、歳入について、当初予算との比較、財政再構築プログラムの達成度、歳入減の財源手当てについての検証はどうか。との質問に、

当局から、平成20年度の税収は、当初予算143億3千4百万円から補正後136億7百万円、決算見込み135億9千5百万円と7億3千9百万円の減となった。財源については、減収補填債1億6千万円、財政調整基金1億3千万円、新幹線新駅建設等整備基金2億5千万円及び歳入歳出見直しで手当てした。財政再構築プログラムは、7億3千4百万円を達成した。

との答弁がありました。

又、委員から、平成20年度は減収補填債、臨時財政対策債の発

行、平成21年度も臨時財政対策債の発行等で対応しているが、今後も歳入減は予想されることから、平成22年度に向けての取り組みはどうか。

との質問に、当局から、

長期的に税収減が予想され、臨時財政対策債等で対応する予定であるが、全体的に見直しが必要である。

との答弁がありました。

その他、多くの質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で承認すべきものと決しました。

なお、環境建設常任委員会委員長、文教福祉常任委員会委員長から、それぞれ関係する歳入並びにその他事項につきましても、承認すべきものと決した旨の報告を受けております。

次に、議案第58号 栗東市税条例の一部を改正する条例の制定について は、

委員から、住宅ローン減税の市民税への影響はどうか。との質問に、当局から、

今後住宅取得が発生するものであり、影響額はつかみにくい。平成20年度の実績は、約1,600人、市民税額5千4百万円の影響があった。

との答弁がありました。その他質疑もありましたが、

企業参入を認める農地法改正に反対する立場や住宅ローン減税の対象額が大きい。投機経済を推進していることを理由に、反対討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 栗東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、

委員から、配当所得等に係る課税の特例について、納税者の分離、総合課税選択に対する影響はとの質問に、当局から、

納税者が分離、総合課税のいずれを選択しても国民健康保険税については変わらない。所得税等については、分離課税を選択すれば、損益通算が認められる。

との答弁がありました。

配当所得等が納められる大型資産家を優遇するものである。との反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 栗東市重要な公の施設に関する条例の制定については、

委員から、施設の通称名で規定できないのか。との質問に、

当局から、各々の施設の設置・管理条例等の名称に統一して規定した。との答弁がありました。

その他多くの質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 契約の締結につき議会の議決を求めることについては、

委員から、

1 大規模改造工事の内容は。

2 耐震補強工事と大規模改造工事の分離発注は考えられないのか。

3 一般競争入札の理由は

との質問に、当局から、

1 大規模改造は、防水工事、外壁タイル洗浄、トイレ改修等である。金額的には、大規模改造工事費約2億1千万円、耐震補強工事約3億2千万円である。との答弁がありました。

2 大規模改造工事との一体工事として、耐震補強工事が国庫補助として認められる。又、工期等の調整がつきやすいことから一体で発注している。

3 一般競争入札は、今までは6億5千万円以上を基準としていたが、透明性の確保、国・県の状況等から、今年度から1億円以上としている。

との答弁がありました。

討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の主な審査結果の報告といたします。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。